

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項	警察庁舎管理費		契約	令和7年10月3日
工事番号	第25－8006 0－0047号	工事名	棚倉警察署空調設備改修工事		着工	令和7年10月3日
入札執行年月日	令和7年9月26日		発注種別	暖冷房衛生設備工事	完成	令和8年1月30日
審議番号	公所		本庁		予定価格	6,523,000円
路線・河川名					最低制限価格	6,001,160円
工事箇所	自	東白川郡棚倉町大字流字森ノ内 地内			調査基準価格	－
	至				(予定価格に占める法定福利費概算額)	
工事概要	冷暖房機器 撤去・更新					

業 者 コ ー ド		落 札 者 の 住 所			
業 者 名		入札額及び再入札額		落札額(契約額)	
100002372		福島県白河市新白河一丁目251			
山田設備工業(株)	(1)	5,460,000	(2)	6,006,000	
	(3)		(4)		
100002800					
(株)東北エアコン	(1)	5,498,000	(2)		
	(3)		(4)		
100021781					
(株)共設	(1)	5,382,000	(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(1)		(2)		
	(3)		(4)		

※ 上記入札額に、消費税を加算した額が地方自治法上の申し込みに係る価格である。
※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式3(裏面)

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

変更契約の内容

変更契約年月日	
変更後の完成年月日	
変更後の契約金額	
変更契約をする理由 ☐1 現場精査による数量増(減) ☐2 ()工事追加による増額 ☐3 その他()	

立会人職氏名 一

年月日	公 告	R7.9.5	落札者決定	R7.10.1	条件設定	地方審査委員会	—	資格審査	地方審査委員会	—
	開 札	R7.9.26				本庁審査委員会	審議省略		本庁審査委員会	—

[illegible]

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

令和7年9月5日

福島県警察本部長 森末 治

1 入札に付する事項

区分	■ 新規	☐ 再度公告 前回公告	☐ 改めて公告(設計、条件等の見直しあり)
工事番号	25-80060-0047		
工事名	棚倉警察署空調設備改修工事		
工事箇所	東白川郡棚倉町大字流字森ノ内 地内		
工事概要	冷暖房機器 撤去・更新		
完成期限	工期120日間		
予定価格	契約締結後に公表する。		
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明	
起工時期	該当	・該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。 ・該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。	
最低制限価格	該当	・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。	
総合評価方式	該当なし	・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 - なお、当該入札では評価基準価格を設定する。	
	低入札価格調査	該当なし	・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
	施工体制事前提出方式	該当なし	・福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当	・電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要 ・電子入札システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html	
電子閲覧	該当なし	・電子閲覧システム(アドレス) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html	
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	・落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付することができる。	
専任特例2号の監理技術者の配置	該当なし	・建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の監理技術者」という。)の配置を行うことができる工事である。専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。	
再資源化等	該当なし	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。	

混合 入札	復興 J V 以外	該当なし	・単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
	復興 J V	該当なし	・単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第 3 項で規定する別に定めるものについて（平成23年12月28日付け23財第1971号通知（令和 2 年 1 月 6 日一部改正））における特定建設工事共同企業体の参加を認める混合入札である。
資本関係 又は人的関係		該当	・資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件を全て満たしている者であること。

発注種別	暖冷房衛生設備工事	・開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A・B	
許可業種	管工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	隣接 3 管内	・隣接 3 管内とは、県南建設事務所管内、県中建設事務所管内（須賀川市、岩瀬郡及び石川郡内に限る。）、南会津建設事務所管内、いわき建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
技術者の工事経験	必要なし	・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。（ただし、請負金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）になる場合又は建設業法第26条第 3 項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。） ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事实績		
必要なし		・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
企業の工事規模実績	必要なし	・元請として、左の欄に表示した期間に、1 件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 - ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は 1 件とみなす。
J R 近接工事		
該当なし		・該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 - なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。（電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにより入札参加の受付をすること。）

また、設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項 目	期間又は期日	場 所 等
設計図書等の閲覧等	令和7年9月5日（金）～ 令和7年9月25日（木）	◆福島市杉妻町 5 番75号 福島県警察本部会計課契約係 電話番号 024-522-2151 内線2263 ◆東白川郡棚倉町大字流字森ノ内59番地の1 棚倉警察署会計課 電話番号 0247-33-0110 内線230 ※ 閲覧を希望する場合は、あらかじめ電話連絡を行うこと。
設計図書等の質問	令和7年9月5日（金）～ 令和7年9月10日（水）	福島県福島市杉妻町 5 番75号 福島県警察本部会計課 電話番号 024-522-2151 内線2263 電子メール fp-nyuusatu@police.pref.fukushima.jp ※設計図書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事番号下4桁（会社名）」として提出すること。 ※質問の送付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。
質問の回答予定	令和7年9月16日（火）	福島県警察本部ホームページ (http://www.police.pref.fukushima.jp/) ※入札書等の提出前に、必ず本ホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
入札参加受付	令和7年9月18日（木）～ 令和7年9月19日（金）	・電子入札の場合に限る。 ・電子入札システムへの入力による。
入札書等の提出	令和7年9月24日（水） 午前9時00分～午後5時00分 令和7年9月25日（木） 午前9時00分～午後3時00分	・電子入札システムへの入力による。 ※入札書等提出期間は2日間とする。 ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。 ※初日の午後5時以降最終日の9時前に入札書を提出した場合で、障害等により不着となった場合、辞退したものとみなしますので、システム利用時間内に提出すること。
開 札	令和7年9月26日（金） 午前10時00分	開札結果は次の場所により公表とする。 福島市杉妻町 5 番75号 福島県警察本部庁舎1階 入札室
落札者の決定予定日	令和7年10月1日（水）	

※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。

※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 本工事は、「共通仮設費のうち仮設物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費（共通仮設費における仮設建物費）： 労働者送迎費・宿泊費・借上費

労務管理費： 募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

- (2) 本工事は、「建築・設備工事における週休2日促進工事試行要領（技術管理課HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>参照）を適用する工事である。
- (3) 本工事は、「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。
本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた該当積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
- (4) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。
（実施要領は、技術管理課HPを参照のこと）
受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
本工事の発注方式は受注者希望型である。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。
- 問い合わせ先 福島県警察本部警務部会計課
電話番号 024-522-2151（内線2263）
ファクシミリ 024-521-6260
電子メール fp-nyuusat@police.pref.fukushima.jp

〈参 考〉提出する書類一覧表

提出書類	電子入札対象工事の場合		
	入札参加受付時	入札書等提出時	
技術提案書	(注1) (注2) (注3) (注4) —		
入札書			システムに入力
見積内訳書			(注2) ○
見積内訳総括表（低入札価格調査事務 処理要領様式第 6 号）			—
工事費内訳書（福島県施工体制事前提 出方式試行要領様式 1 号）			—
下請工種内訳書（福島県施工体制事前 提出方式試行要領様式 2 号）			—

※ 電子入札における留意点

(注1) 入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合（技術提案書の提出がない場合）は任意のファイル（内容は問いません。）を資料として添付してください。

(注2) 添付するファイル（任意のファイルを添付する場合を除く。）を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。また、適用年度の様式以外を使用した場合、評価されないので注意してください。

(注3) 総合評価方式（標準型）の場合、様式第9号（その1～その2）及び様式第10号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。

(注4) 総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。